

訪問看護・介護予防訪問看護事業の人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準【訪問看護ステーション】

職種	資格要件	配置基準
管理者	保健師、看護師 医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条及び健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者 保健師助産師看護師法第14条第1項及び第2項の規程により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しない者	専らその職務に従事する常勤の者1名
看護職員	保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法で2.5以上（うち、1名は常勤のこと）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施する場合に配置）	実情に応じた適当数

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。
- ③ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

(2) 設備に関する基準【訪問看護ステーション】

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室…職員、設備備品が収容できる広さを確保すること ・相談室…2名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮したもので、利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているものであること
必要な設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護の提供に必要な設備、備品（机、いす、パソコン、鍵付き書庫等） ・感染症予防に必要な設備、備品

(3) 訪問看護と介護予防訪問看護を同時に行う場合

訪問看護と介護予防訪問看護を同一事業所で同時に事業を実施することができます。

この場合、訪問看護の人員基準、設備基準を満たしていれば、介護予防訪問看護の人員基準、設備基準を満たしているものとします。

(4) 訪問看護ステーションの出張所を設置する場合

①人員基準

訪問看護ステーション（以下「主たる事業所」という。）及び出張所の全体で人員基準を満たしていれば、訪問看護の人員基準を満たしたものとします。ただし、看護職員の配置については、主たる事業所単独で、常勤換算で2.5以上の配置が必要となります。

②設備基準

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室	・ 事務室…職員、設備備品が収容できる広さを確保すること
必要な設備・備品	・ 訪問看護の提供に必要な設備、備品（机、いす、パソコン、鍵付き書庫等） ・ 感染症予防に必要な設備、備品

※ 主たる事業所においては、単独で（2）設備に関する基準（指定訪問看護ステーション）を満たすことが必要。

③ 運営上の留意事項

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。なお、この取扱いは同一法人のみ認められる。

（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）」第2総論より）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 2 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 3 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 4 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>（補足）
加算届に関する留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> a ターミナルケア加算
主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。
「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。 b サービス提供体制強化加算
主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。 c 緊急時訪問看護加算／特別管理体制加算
「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。 </div> <ol style="list-style-type: none"> 5 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 |
|---|

④ 訪問看護ステーションの出張所の名称について

出張所の名称については、訪問看護ステーションの事業所名の後ろに出張所名をつなげするなど、主たる事務所との関係が分かる名称を付けてください。

（例）〇〇訪問看護ステーション △△△出張所

⑤ その他について
請求方法関係

【訪問看護の出張所に係る地域区分の適用について】
A市（4級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、B市（6級地）に出張所（サテライト）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問看護員が行う訪問看護は、地域区分として、6級地で請求することになるのか。

（答）

本拠地の4級地ではなく、訪問看護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である6級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は6級地の単位を記載します。